

地域情報通信振興 関連施策集

地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

〔平成26年度〕

地域情報通信

●——地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

振興関連施策

I ICTを活用した地域活性化

地域情報化アドバイザー／ICT地域マネージャー	1
戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	2-3
地域情報化の推進	4
災害に強いG空間シティの構築等新成長領域開拓のための実証事業	5
ICT街づくり推進事業	6
データセンター地域分散化促進税制	7
地域ICT強靱化事業	8

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業）	9
無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	10
無線システム普及支援事業（電波遮へい対策事業）	11
無線システム普及支援事業（デジタルテレビ中継局整備事業）	12
無線システム普及支援事業（辺地共聴施設整備事業）	13
辺地及び過疎対策事業債	14
情報通信利用環境整備推進交付金	15

C O N T

Ⅲ 電子自治体の推進

自治体クラウド	16
地域情報化推進事業	17-19
地域情報プラットフォームの導入の促進	20-22
自治体 CIO / 自治体クラウド・情報連携推進研修	23

Ⅳ 沖縄振興

沖縄の情報通信振興	24
-----------------	----

E N T S

地域情報化アドバイザー／ICT地域マネージャー

ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、知見・ノウハウ面の支援を強化にすることにより、地場産業の振興、安心・安全な社会の構築など、地域の自立・活性化に向けたICTの利活用による成功モデルの構築を促進するもの。
 平成19年度より実施している「地域情報化アドバイザー」に加え、より手厚い人的支援を目指し、平成24年度からは、「ICT地域マネージャー」の派遣も開始。

施策の目的

- ・地域で不足するICT人材の参画により、地域課題の解決に資するICTを利活用した事業を開始・進展させる。
- ・地域人材と外部人材の連携により、地域内でのICT人材の育成・活用を進める。
- ・各分野での効率的なICT利活用を進め、ICT基盤やシステムに関する既存投資を有効活用する。
- ・得られた知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図る。

施策の概要

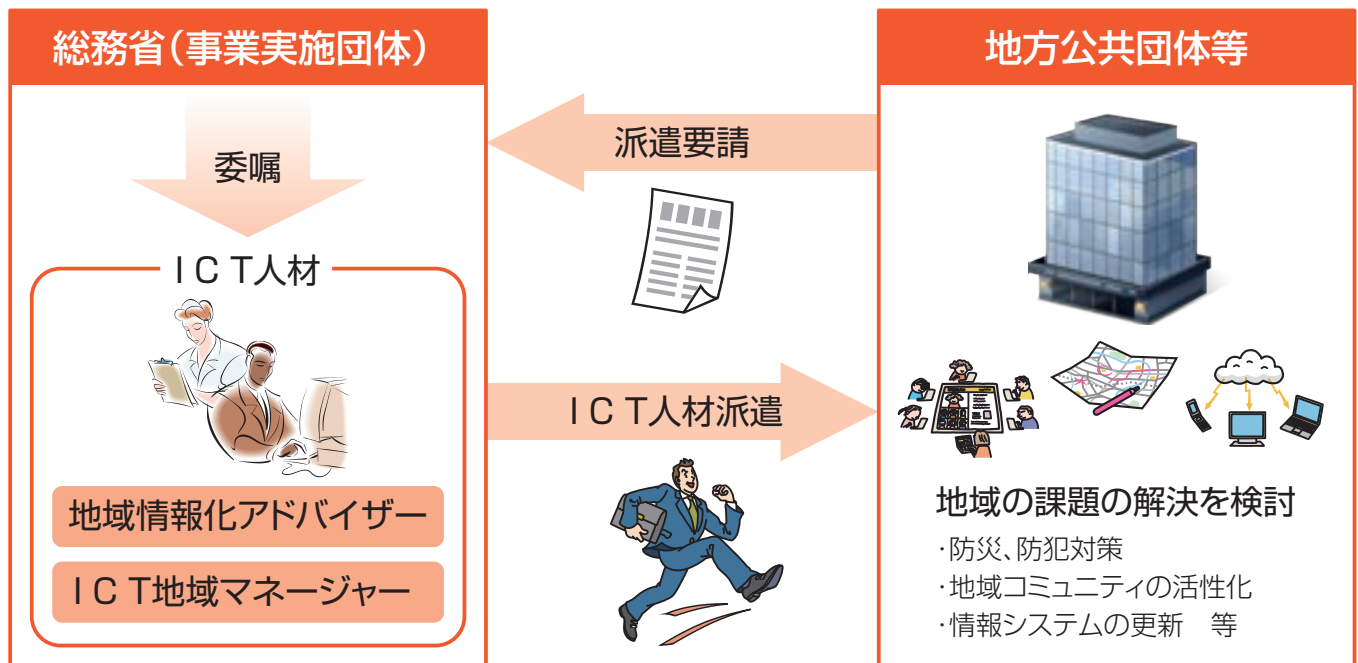
- (1) 地域情報化アドバイザー
 地域の要請に基づき、総務省から委嘱を受けた地域情報化アドバイザーを派遣し、助言・講演等の活動を通じ、当該地域の情報化を促進する。
- (2) ICT地域マネージャー
 ICT基盤・システムを利活用して効率的・効果的な事業の運営を検討する地域に対し、実務的・技術的ノウハウ等を有するICT人材を一定期間にわたり派遣する。

地域情報化アドバイザー派遣状況

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
9件	87件	60件	27件	76件	107件	171件

※平成26年2月現在の派遣状況

イメージ図



戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)

～情報通信分野における戦略的な競争的研究資金～

Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme(SCOPE)

戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)は、情報通信技術(ICT)分野の研究開発における競争的研究資金^{※1}です。総務省が定めた戦略的な重点研究開発目標を実現するために、ICTにおけるイノベーションの創出、研究者や研究機関における研究開発力の向上、世界をリードする知的財産の創出などを目的として、独創性や新規性に富む課題の研究開発を支援する事業です。

※1 広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から専門家を含む複数の者による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

事業の概要

1 5つのプログラムにおいて研究開発課題を公募

(1) ICTイノベーション創出型研究開発

国として今後取り組むべき現時点の課題を分類及び整理した「研究開発戦略マップ」^{※2}において、イノベーションを創出する独創性や新規性に富む研究開発課題に対して研究開発を委託

(2) 若手ICT研究者等育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材を育成することや中小企業の斬新な技術を発掘するために、若手研究者又は中小企業の研究者(個人又はグループ)が提案する研究開発課題(ビッグデータの利活用のための研究開発課題を含む。)に対して研究開発を委託

(3) 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新たなニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するとともに、電波利用環境を保護するための技術の研究開発

(4) 地域ICT振興型研究開発

ICTの利活用によって地域貢献や地域社会の活性化を図るために、地域に密着した大学や、地域の企業等が提案する研究開発課題に対して研究開発を委託

(5) 先進的通信アプリケーション開発推進型研究開発

「新世代ネットワーク」の展開を加速し、イノベーション、新市場の創出、国際競争力強化等を図るため、経路制御、帯域制御等の新世代ネットワークの機能を用いた先進的な通信アプリケーションの開発を委託。

2 2段階評価による厳正な評価を実施

3 研究開発を複数のフェーズに分けて多段階選抜を実施

フェーズⅠ：本格的な研究開発を行うための、予備実験、理論検討等の研究開発を実施。

フェーズⅡ：本格的な研究開発を実施。

フェーズⅠからフェーズⅡへの移行時には選抜評価を実施。フェーズⅠにおいて行われた研究開発の成果を踏まえて、目標設定、実施計画、予算計画及び実施体制の妥当性等を評価し、フェーズⅡへ進む課題を採択。

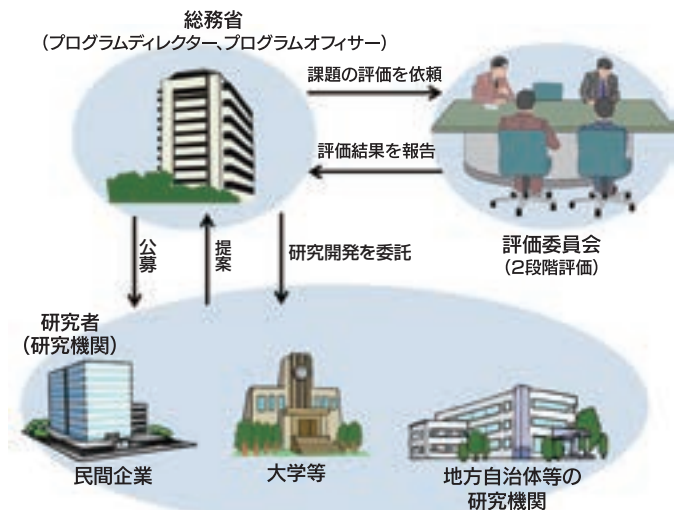
4 研究費とは別に間接経費(直接経費の30%以内)を配分

5 プログラムディレクター(PD)・プログラムオフィサー(PO)による管理・評価体制の充実

PD：研究開発プログラムについて統括する権限を持つ責任者

PO：研究開発プログラムを構成する個々の研究開発課題の選定、評価等の実務を行う責任者

※2 総務省情報通信審議会答申「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」別添(2)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000169616.pdf



地域ICT振興型研究開発

プログラムの概要は、次のとおりです。

◎平成26年度公募から多段階選抜方式を導入しています。

- 1 対象：

地域の情報通信技術の振興・向上を担う地方大学や地域の企業、地方自治体の研究機関等
- 2 研究費：

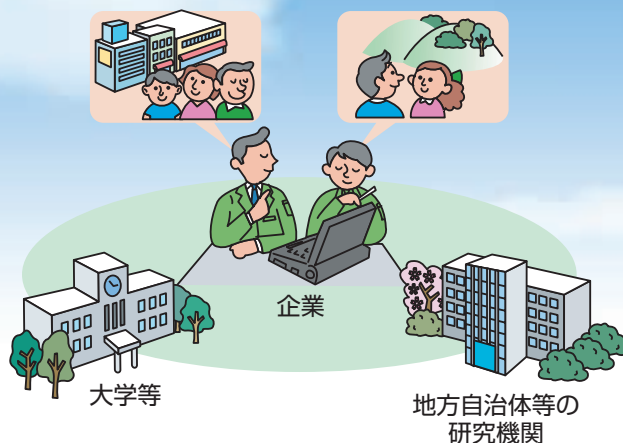
フェーズⅠ：1課題あたり上限300万円（間接経費別途配分）

フェーズⅡ：単年度1課題あたり上限1,000万円（間接経費別途配分）
- 3 研究期間：

フェーズⅠ：1か年度

フェーズⅡ：最長2か年度
- 4 評価のポイント：
 - ・以下のいずれかの観点で評価できる研究開発か。
 - a) 当該地域固有の社会的・経済的課題に対し、情報通信技術の面から解決できる課題であるか。
 - b) 研究成果を活用して地場産業の振興、新規事業の創出、地域住民の生活向上等、地域社会・経済活動の活性化に寄与できる課題であるか。
 - ・「地域イノベーション戦略推進地域」として選定された地域の構成機関からの提案であって、「地域イノベーション戦略」の全体構想の実現に資すると認められる課題に加点。
- 5 公募時期：

3月中旬～4月中旬（平成26年度は3月14日から4月14日まで公募予定。）



予算額等

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
応募件数	294件	249件	252件	214件	365件
地域ICT振興型研究開発	(109件)	(95件)	(91件)	(70件)	(94件)
採択件数	54件	52件	51件	68件	115件
地域ICT振興型研究開発	(31件)	(27件)	(26件)	(26件)	(25件)
予算額 (継続課題等を含む。)	21.8億円	17.9億円	16.5億円	※3 23.4億円	※4 23.5億円

※3 24年度予算額には、ICTグリーンイノベーション推進事業(継続課題)分を含みます。

※4 25年度予算額には、ICTグリーンイノベーション推進事業(継続課題)分及び電波利用料財源を含みます。

その他

本事業のホームページ (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope) を開設しております。他のプログラムの概要や公募の方法、過去に採択になった研究開発課題等の情報を掲載しておりますので、ご覧下さい。

担当課 情報通信国際戦略局技術政策課 03-5253-5725
 情報通信国際戦略局通信規格課 03-5253-5771
 総合通信基盤局電波部電波政策課 03-5253-5876
 総合通信局情報通信部情報通信連携推進課・電気通信事業課・情報通信振興室
 無線通信部企画調整課
 沖縄総合通信事務所情報通信課・無線通信課

I ICT を活用した地域活性化 地域情報化の推進

各総合通信局等において、地域固有の実情を反映した地域情報化のための状況調査、普及・啓発等を実施。

施策の概要

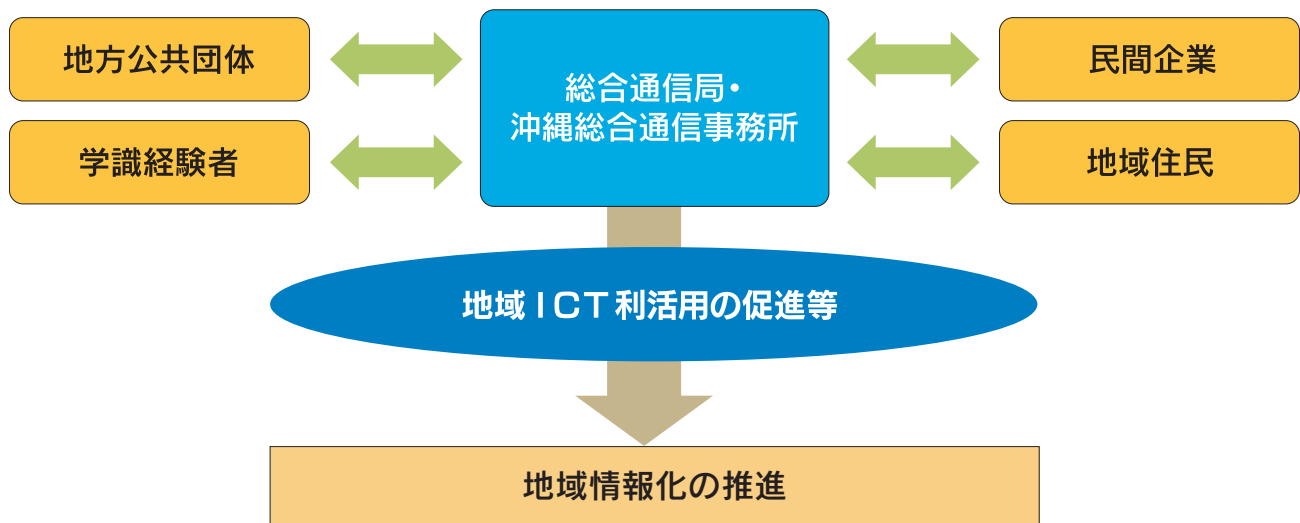
(1) 全体概要

総合通信局において、地域固有の実情を反映した地域情報化のための普及活動等を実施するもの。

(2) 具体的内容

I C Tの利活用による地域社会の活性化や地域諸課題の解決を促進するため、各総合通信局等の職員が、各地域に赴き、先進的なI C T利活用を中心とする優良事例や国の関連施策の周知・啓発、I C T導入に係る相談・アドバイス等を実施し、地域におけるきめ細やかなI C Tの効果的・効率的な利活用を促進する。

イメージ図



担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5756
総合通信局情報通信振興課(室)
沖縄総合通信事務所情報通信課

災害に強いG空間シティの構築等 新成長領域開拓のための実証事業

G空間情報の利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図るため、G空間情報とICTを活用して総合的に解決するプロジェクトを実施する事業です。

施策の目的

- ・我が国においては、準天頂衛星システムによる測位精度の向上や、スマートフォンの普及等により、G空間とICTの利用環境が大きく変化しています。これらの活用により、革新的なサービスや防災対策の強化が促進され、経済の成長力の底上げや国土強靱化に貢献します。
- ・「世界最先端IT国家創造宣言」では、革新的な新産業・新サービスの創出や安全・安心で便利な生活が可能となる社会を実現するため、地理空間情報（G空間情報）等の重点課題について、ICTを活用して総合的に解決するプロジェクトを分野複合的に行うとされています。

・本事業では、急成長が見込まれるG空間情報の利用を公共分野に取り込み、我が国の競争力強化に繋げるための実証を実施するものです。

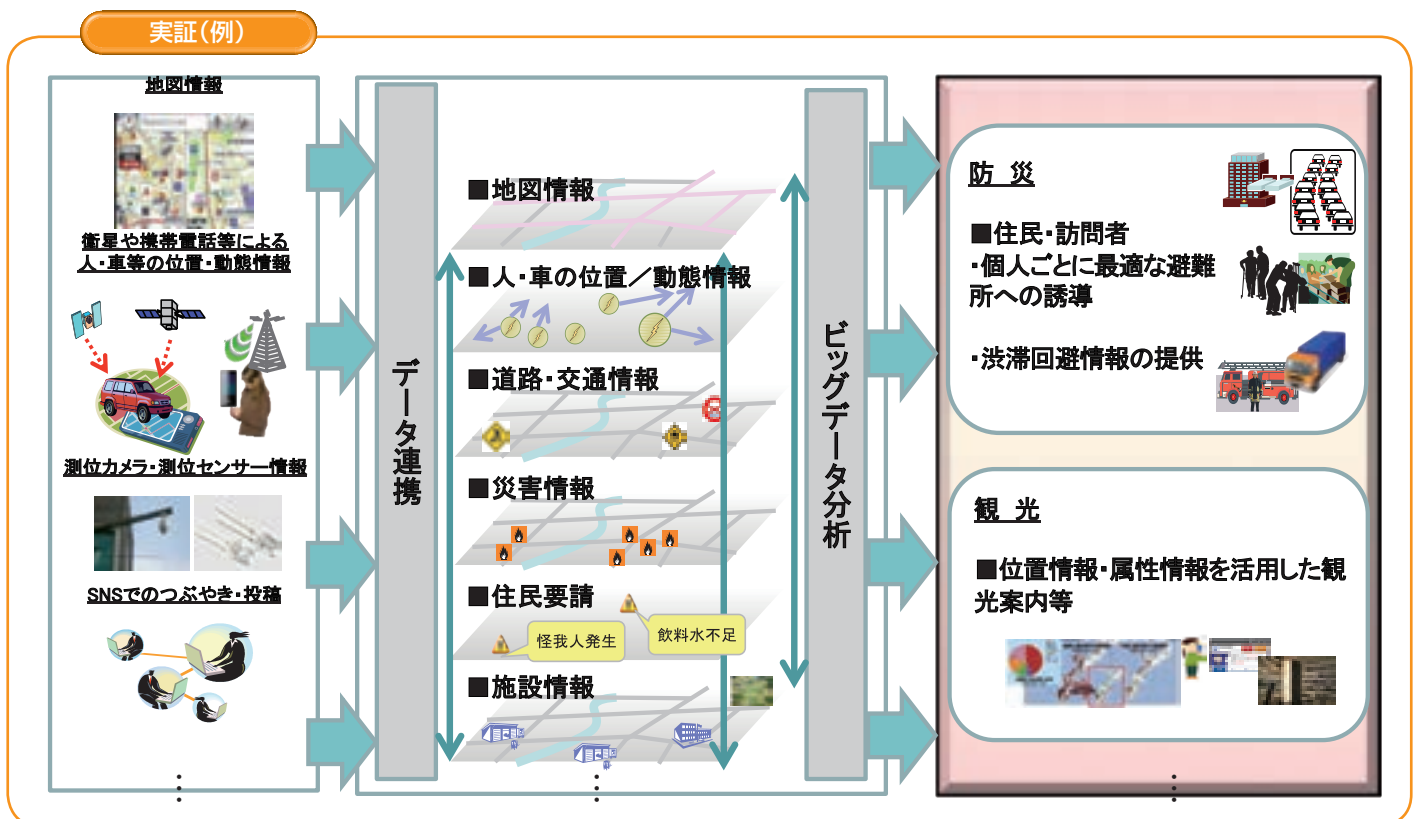
施策の概要

G空間情報の利活用を促進し、経済の成長力の底上げ及び国土の強靱化を図るため、スマートフォンなどで一人一人に的確な避難誘導を行う、準天頂衛星等を利用した防災システム等の実証プロジェクトを実施します。

予算額

平成25年度補正 一般会計 2,400百万円の内数

実証(例)



担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5758
情報通信国際戦略局情報通信政策課

I ICT を活用した地域活性化

ICT 街づくり推進事業

地域が抱える課題の解決や経済の活性化・雇用創出等を図るため、センサー、ワイヤレス、クラウド等のICTを活用した新たな街づくりの成功モデルの構築や国内外への普及展開を実現するための実証プロジェクトを実施する事業です。

施策の目的

東日本大震災の経験を踏まえた防災・減災対策や地域活性化、雇用の創出等の地域の抱える複合的な課題に対して、分野横断的にICTを活用した災害に強く成長する街づくりの実現が期待されています。総務省では、平成24年度よりICTを活用した新たな街づくり実現に向けた実証プロジェクトを推進しており、ICTを活用した新たな街づくりの成功モデルの構築や国内外への普及展開を図ることとしています。

施策の概要

ICTを活用した新たな街づくりの成功モデルの構築や国内外への普及展開を図るため、平成24年度より、地方公共団体や民間企業等に対する委託事業として、これまでに全国28件の実証プロジェクトを実施してきています。今後は、平成25年1月より開催し

ている「ICT街づくり推進会議」における今後の普及展開方策に関する議論を踏まえつつ、これまでの実証プロジェクトの成果の成功モデル化や共通基盤(プラットフォーム)の実現に向けた取組を推進していく予定です。

予算額

平成24年度	一般会計	493百万円
平成24年度補正	一般会計	2,501百万円
平成25年度	一般会計	1,100百万円
平成25年度補正	一般会計	2,400百万円の内数

実施状況

平成24年度	採択件数	5件
平成24年度補正	採択件数	21件
平成25年度	採択件数	11件(調査事業を含む。)

イメージ図



データセンター地域分散化促進税制

東京圏(*)のデータセンターに預けられているデータをバックアップするために、地方のデータセンター内にサーバー等の対象設備を設置する事業者に対して、法人税の特例措置を適用します。

(※) 東京圏：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県の一部

施策の目的

喫緊の課題である首都直下地震に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、東京圏に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的としています。

施策の概要

(1) 措置内容

法人税：対象設備について、取得価額の15%の特別償却

(2) 対象者

電気通信基盤充実臨時措置法（基盤法）の規定に基づく実施計画の認定を受けた電気通信事業者

(3) 対象設備

認定計画（基盤法の規定に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画）に従って取得した電気通信設備

- ①サーバー、②ルーター、③スイッチ、
- ④無停電電源装置(UPS)、⑤非常用発電機

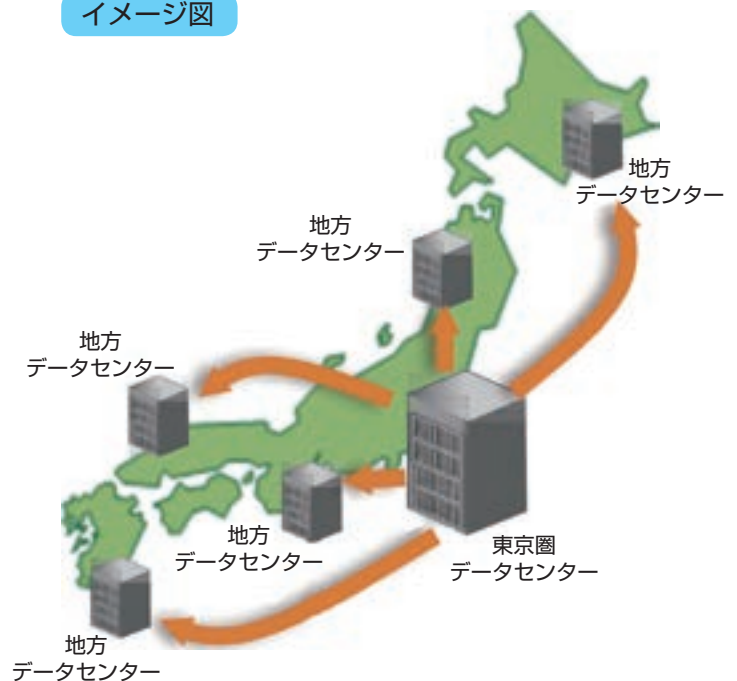
(4) 適用要件

- ・東京圏以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- ・上記設備を用いて、東京圏におけるデータセンターの遠隔値バックアップを行うこと
- ・東京圏と東京圏以外の双方に拠点を持つ事業者については、対象設備の取得価額が5億円以上で、かつ、拠点毎の投資総額に占める割合が20%以上であること

(5) 適用期間

平成25年度～平成26年度

イメージ図



東京圏のデータセンターのデータを
地方のデータセンターでバックアップ

その他

本制度のホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/datacenter/index.html) を開設しております。申請の際の留意点や申請書の記載例をまとめたマニュアル等を掲載しておりますので、ご覧ください。

地域ICT強靱化事業

災害発生時に住民が災害関連情報を得るための公衆無線LANの整備や、地方自治体や第三セクター法人が所有するネットワークの強靱化及び災害放送実施体制の強化を推進する地方公共団体や第三セクター法人等に対して、国がその経費の一部を補助する。

施策の目的

- ・昨今の日本において、東日本大震災をはじめとした深刻な災害（地震、台風、豪雨、竜巻等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されている。
- ・災害発生時には、地方公共団体等から住民に対する迅速・適格な災害情報の確実な提供が非常に重要であり、住民への情報伝達手段の多重化・多様化を図ることで災害情報が確実に届く環境を整備することが喫緊の課題である。
- ・そこで、公衆無線LANの整備やネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような情報通信環境の構築を支援する。

施策の概要

(1)防災情報ステーション等整備事業

耐災害性の高い公衆無線LAN等の機能を有する防災情報ステーションの避難所への整備等を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助する。

イメージ図



(補助対象)

地方公共団体及び第三セクター法人

(補助率)

地方公共団体：1/2

第三セクター法人：1/3

(2)地域公共ネットワーク等整備事業

災害時の通信・放送網遮断等を回避するため、ネットワークの強靱化や、災害放送実施体制の強化等を行う地方公共団体等に対し、整備費用の一部を補助する。

(補助対象)

地方公共団体、第三セクター法人、民間放送事業者及び一般社団法人

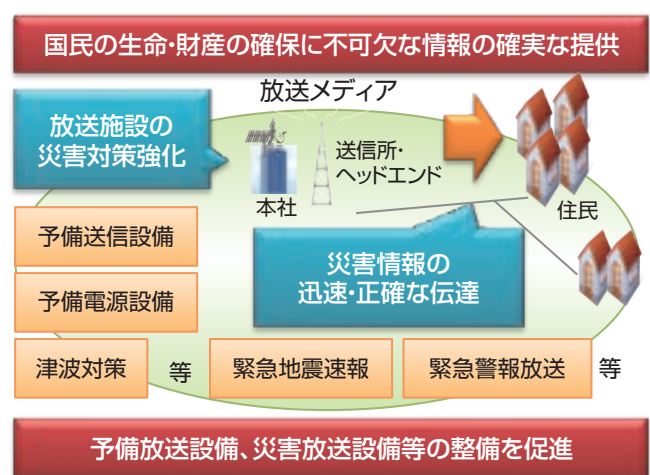
(補助率)

地方公共団体：1/2

第三セクター法人等：1/3

予算額

平成25年度補正 一般会計 2,130百万円



担当課 情報流通行政局地域通信振興課

衛星・地域放送課地域放送推進室 03-5253-5799

地上放送課

03-5253-5756

03-5253-5793

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業 （周波数有効利用促進事業）

電波利用の拡大に伴う周波数需要の増大に的確に応えていくためには、更なる周波数の再編等を進めていく必要がある。
周波数の一層の有効利用を促進するため、デジタル方式の防災行政無線等の整備推進を図る。

施策の目的

東日本大震災等を踏まえ、市町村が行う災害の被災状況の把握や救急・救命活動に重要な役割を担う防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化に係る経費の一部を補助する。

予算額

平成 26年度 一般会計 3,361百万円

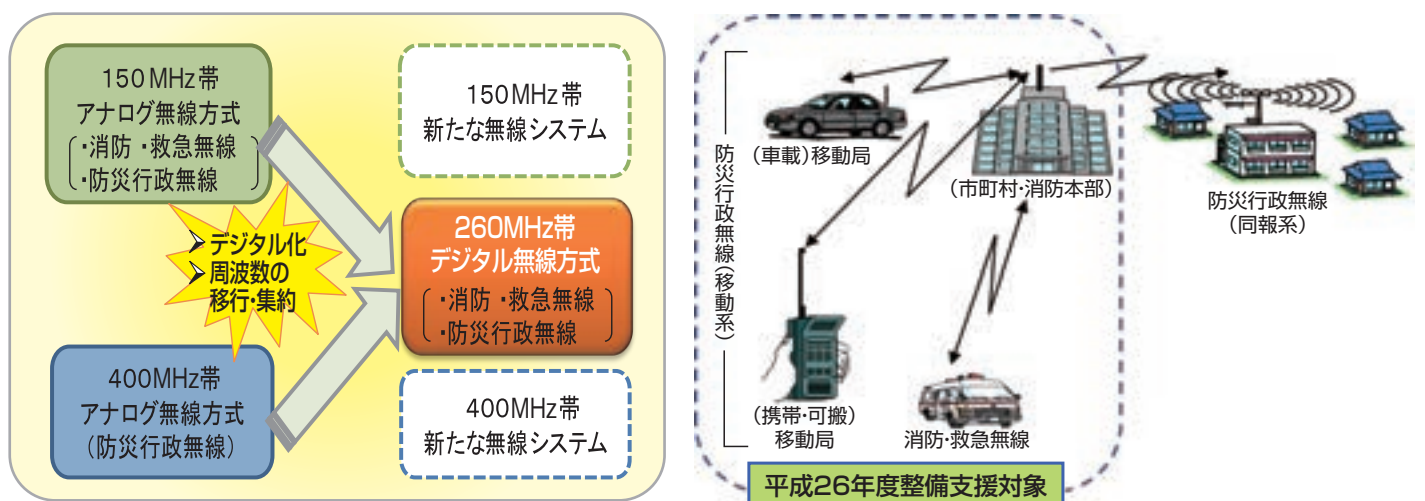
地方財政措置

一般補助施設整備等事業債、
過疎対策事業債、辺地対策事業債
合併特例債

施策の概要

- ア 事業主体 市町村
- イ 対象地域 消防・救急無線及び市町村防災行政無線のデジタル化未整備地域
- ウ 対象設備 260MHz帯デジタル消防・救急無線設備(局舎、鉄塔等含む)
260MHz帯移動系デジタル市町村防災行政無線設備(局舎、鉄塔等含む)
- エ 補助率 1/2

イメージ図



担当課 総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室 03-5253-5888
総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業 （携帯電話等エリア整備事業）

携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において市町村が携帯電話等の基地局を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助します。

施策の目的

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

予算額

平成26年度 一般会計 1,500百万円

実施状況

平成20年度	161 事業
平成21年度	1015 事業
平成22年度	191 事業
平成23年度	172 事業
平成24年度	143 事業
平成25年度	62 事業

※平成25年度は、1月末時点の交付決定数

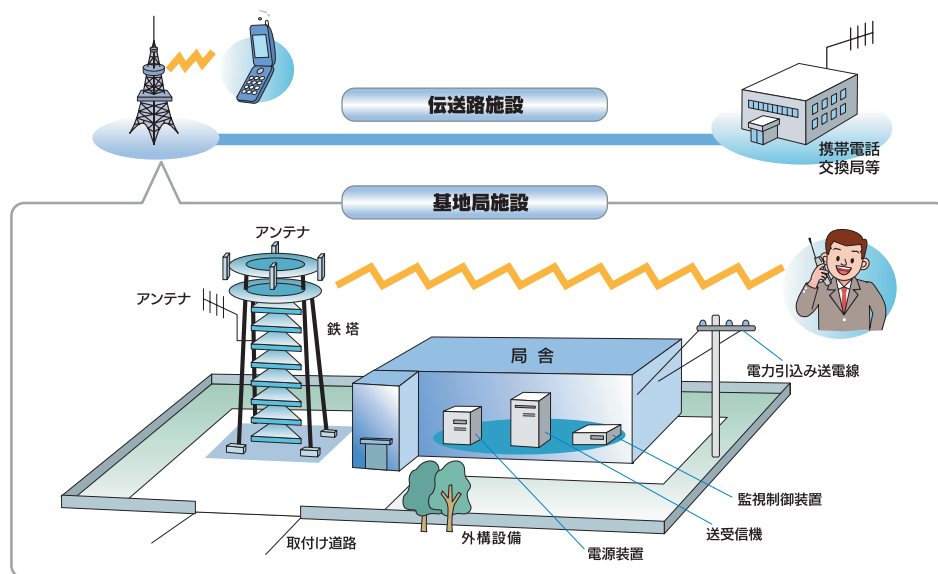
施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者等が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：地方自治体（市町村） ← 基地局施設
無線通信事業者等 ← 伝送路施設

- イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）
- ウ 補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）
伝送路費用（※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）
- エ 補助率：2/3（世帯数が100以上の場合1/2）

イメージ図



担当課 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894
総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業 （電波遮へい対策事業）

高速道路トンネル、鉄道トンネル等の閉塞地域において、移動通信中継施設等の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

施策の目的

高速道路トンネル、鉄道トンネル等の閉塞地域といった人工的な構築物により電波が遮へいされる地域においても、携帯電話等が利用できるようにし、電波の適正な利用を確保します。

施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：高速道路トンネル、鉄道トンネル等
- ウ 対象施設：移動通信中継施設等（無線設備、光ケーブル等）
- エ 国の補助率：1/2（対象地域が鉄道トンネルの場合1/3）

予算額

平成26年度 一般会計 1,950百万円

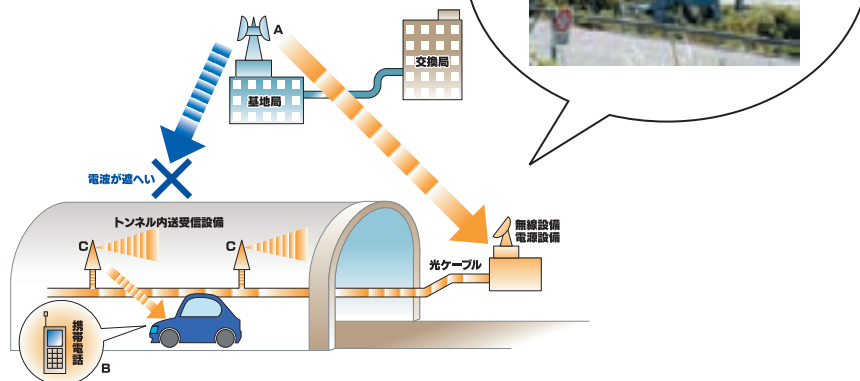
実施状況

平成20年度	125 事業
平成21年度	66 事業
平成22年度	47 事業
平成23年度	63 事業
平成24年度	96 事業
平成25年度	106 事業

※平成25年度は、1月末時点の対策トンネル数

イメージ図

●高速道路トンネル等



担当課 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894
総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

無線システム普及支援事業 （デジタルテレビ中継局整備事業）

地上デジタルテレビ放送への移行に伴い発生した「新たな難視」地区の対策として当該地区の難視聴解消を目的とするデジタルテレビ中継局の整備及び置局格差を解消するためのデジタルテレビ中継局の整備に対する支援を実施。

施策の目的

①難視聴対策用デジタル中継局整備

地上デジタル放送への完全移行に伴う「新たな難視」対策を円滑に推進するために、難視聴解消を目的とするデジタルテレビ中継局の整備（新設・改修）を行う場合に国がその整備費用の一部を補助

②デジタル新局整備

同一の放送対象地域内にアナログテレビ中継局の置局格差がある場合に、その格差を解消するために後発民放の地上デジタルテレビ中継局の整備を行う場合に、国がその整備費用の一部を補助

施策の概要

ア 事業主体

一般社団法人等、都道府県、市町村又は特定地上基幹放送事業者若しくは基幹放送局提供事業者

イ 対象地域

- ①難視聴対策用デジタル中継局整備：山間部などデジタルテレビジョン放送の視聴が困難な地域
- ②デジタル新局整備：一部の放送の中継局が未整備であることにより、当該放送が視聴できない地域

ウ 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等）

エ 補助率

- ①：2/3
- ②：1/2

予算額

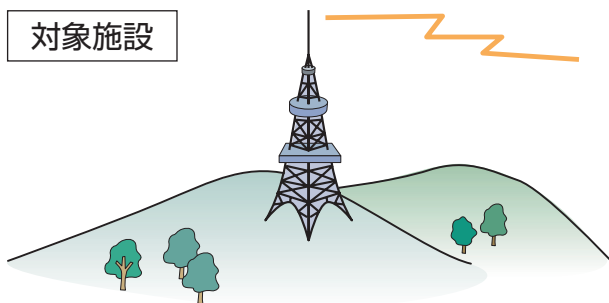
平成26年度 一般会計 497百万円

地方財政措置

辺地債、過疎債等

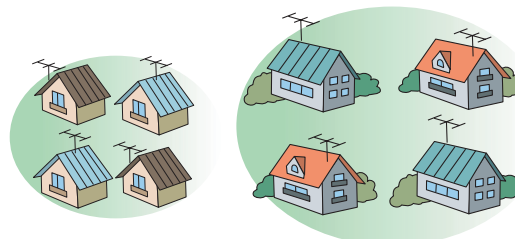
イメージ図

対象施設



デジタルテレビ中継局整備

サービス対象



地域住民のデジタル受信確保

担当課 情報流通行政局デジタル放送受信推進室 03-5253-5949
総合通信局放送課
沖縄総合通信事務所情報通信課

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業 （辺地共聴施設整備事業）

地上放送のデジタル化に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、電波の有効かつ公平な利用を確保するため、山間部等における共聴施設の整備に対する支援を実施。

施策の目的

山間部等においてデジタルテレビジョン放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助。

予算額

平成26年度 一般会計 429百万円

地方財政措置

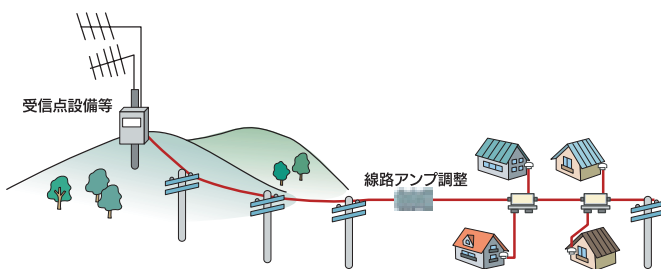
過疎債、辺地債等

施策の概要

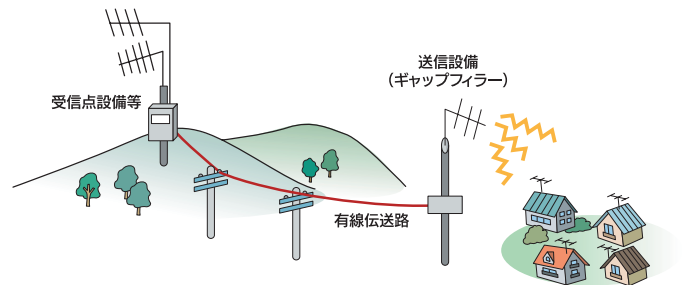
- ア 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
イ 対象地域 山間部などデジタルテレビジョン放送の視聴が困難な地域
ウ 対象施設
- ①有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等（新設又は改修）
 - ②無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等の整備費（新設又は置換）
（①②については、改修又は、新設に伴い新たに発生する電柱共架料を含む）
 - ③ケーブルテレビ等への移行：ケーブルテレビ又は有線役務利用放送へ移行する場合の初期費用及び既設施設の撤去費用
- エ 補助率
- ①施設の新設 2/3※
 - ②施設の改修・置換 1/2※
 - ③ケーブルテレビ等への移行 1/2
- ※ただし、300mを超える伝送路設備部分は10/10
- 注)有線共聴施設及びケーブルテレビ等への移行の場合は、各世帯当たりの費用が3万5千円を超える場合が補助対象

イメージ図

(1) 有線共聴施設の場合



(2) 無線共聴施設の場合



担当課 情報流通行政局デジタル放送受信推進室 03-5253-5949
総合通信局放送課・有線放送課
沖縄総合通信事務所情報通信課

Ⅱ 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

辺地及び過疎対策事業債

辺地債・過疎債共通事項

平成25年度地方債同意等基準(抄)

[平成25年総務省告示第181号]

第二 協議団体に係る同意基準

二 協議に当たっての事業区分

1 通常収支分

(一)一般会計債

(6)辺地及び過疎対策事業

① 辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定による総合整備計画に基づいて行う同法第2条第2項に定める公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

② 過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第2項に定める事業を対象とするものとする。

平成25年度地方債同意等基準運用要綱について(抄)

[H25.4.11 付総財地第105号、総財公第41号、総財務第45号]

第一 簡易協議等手続に関する事項

二 対象事業に関する事項

1 通常収支分

(一)一般会計債

(6)辺地及び過疎対策事業

工 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。

II 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

情報通信利用環境整備推進交付金

施策の目的

超高速ブロードバンドの利活用向上を念頭に置きつつ、その基盤となるインフラ整備を促進するため、医療・健康福祉・教育等の公共アプリケーションの導入に資する超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体を支援します。

施策の概要

(1)対象者

- ①市町村
- ②合併市町村又は連携主体

(2)対象地域等(以下の条件を全て満たす地域)

- ① 過疎・離島等の条件不利地域を含む地域
- ② 超高速ブロードバンド未整備地域
- ③ 整備対象地域において利用世帯数が充分に見込まれる地域

(3)補助率：1/3（離島については2/3）

(4)補助対象

- ①本体施設（光電変換装置、線路設備、ヘッドエンド装置、無線アクセス装置 等）
- ②附帯施設（局舎施設、電源供給施設、構内伝送路 等）

予算額

平成25年度補正 一般会計 800百万円
平成26年度 一般会計 510百万円

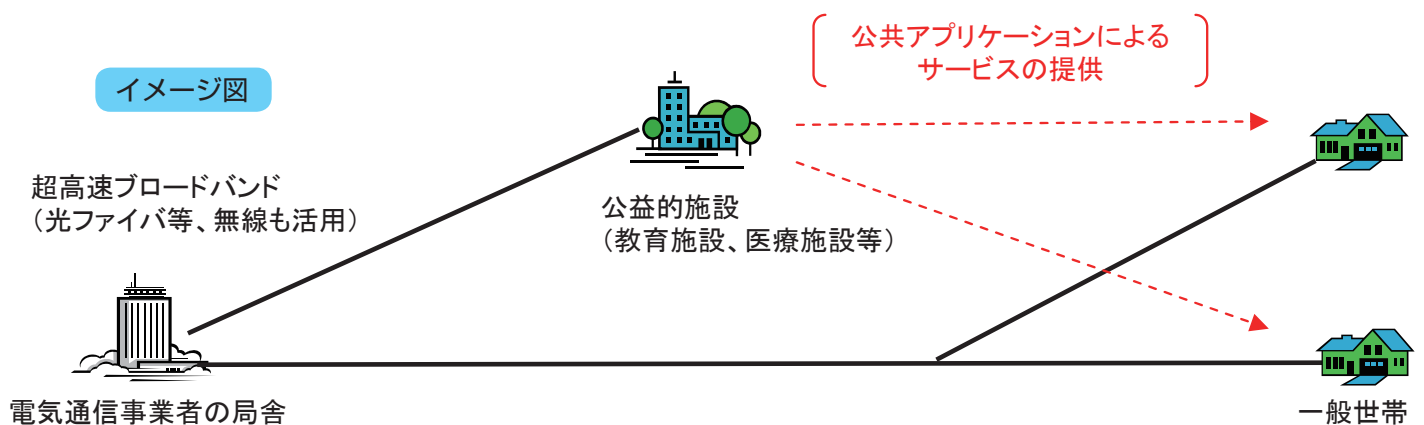
地方財政措置

過疎債、辺地債、合併特例債 等

実施状況

平成23年度	6事業
平成24年度	8事業
平成25年度	3事業*

※平成25年12月時点



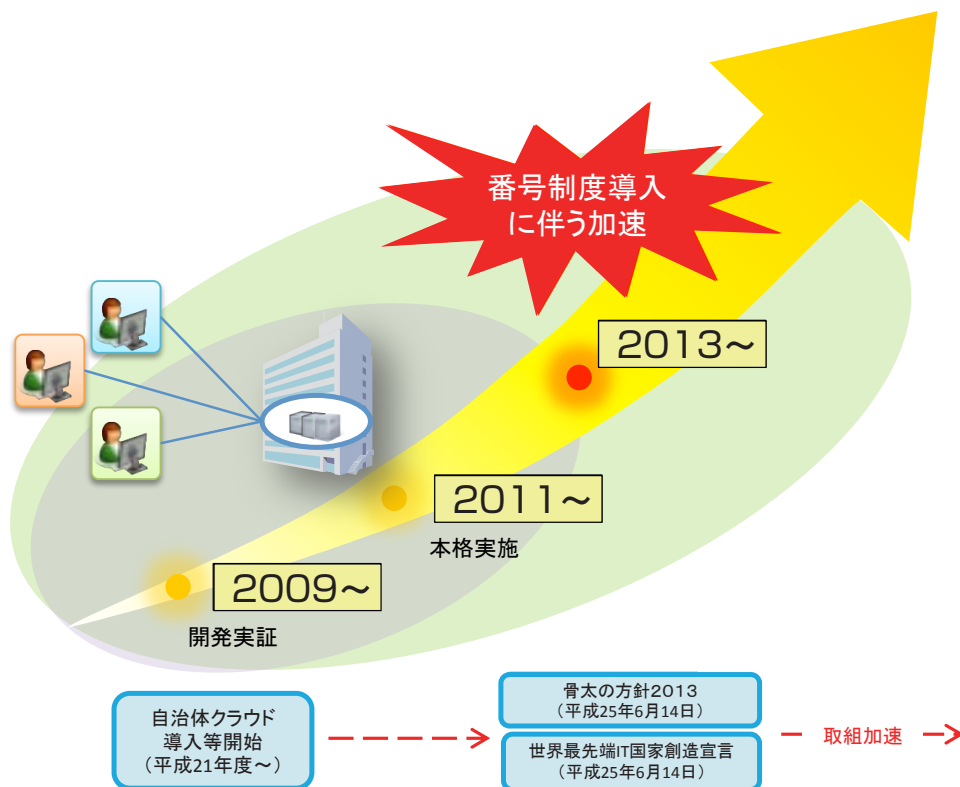
Ⅲ 電子自治体の推進

自治体クラウド

地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展、住民サービスの向上のための電子自治体の確立に向け、地方公共団体業務に対する自治体クラウドの導入に向けた取組を支援します。

クラウド化に対する支援

災害に強い電子自治体の確立、地方公共団体における行政コストの圧縮や実質的な業務の標準化の進展等に向けた取組を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた計画策定及びデータの移行に要する経費についての特別交付税の地方財政措置に加え、番号制度の導入を契機とした地方公共団体の自治体クラウドの取組みを加速するため、平成26年度から平成28年度までの間、自治体クラウド導入支援コンサルタント及び導入後の実務処理研修に要する経費についても特別交付税の地方財政措置を講ずることとしています。



地域情報化推進事業

行政の簡素・効率化、透明化及び国民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラの整備をはじめ必要な施策に対して地方財政措置を講じる。

普通交付税措置

1. 電子自治体の推進

電子自治体の実現に向けた体制整備、インフラ整備、セキュリティ対策等の取組を推進

(1) 庁内LANの整備に要する経費

庁内LANに接続した1人1台パソコンの配備に要する経費(パソコン、プリンタ、サーバー)

(2) 総合行政ネットワーク (LGWAN)の運営に要する経費

LGWAN運営に係る都道府県負担金、LGWANサービス提供設備リース料、保守料、回線使用料

(3) 統合型地理情報システム (GIS)の整備に要する経費

統合型GISの導入に必要なサーバー、ビューアー等機器に要する経費

(4) セキュリティ対策経費

セキュリティ対策に必要なファイアウォール、ウイルス対策ソフト等の導入、セキュリティポリシー充実検討のための諸経費、セキュリティ監査の実施に要する経費

(5) 地方公共団体における体制整備に要する経費

(地域IT化の推進経費)

地域ITを推進するための計画策定、オンライン利用促進、人材育成、インターネット接続環境整備、事務の電子化に伴う業務・システムの最適化、IT調達の適正化に資する方策の調査研究に要する経費

(6) 地域文化デジタル化事業推進経費

地域の博物館や美術館等の文化施設に保存されている有形の文化財や、地域の祭礼等の無形の文化財等をデジタル・データ化し、インターネットで情報発信するための経費(静止画、音声等のデジタル化に要する経費)

(7) 公的個人認証サービスの運営に要する経費

公的個人認証サービスの認証局運営にかかる都道府県負担金、市町村の受付端末のリース料、保守料、普及啓発経費

(8) セキュリティ対策訓練経費

セキュリティ研修の開催及び参加に要する経費

(9) 申請・届出等手続のオンライン化のためのシステム構築に要する経費

申請・届出等の汎用受付システムのハードリース料、保守料及び改良費

(10) 歳入・入札手続の電子化のためのシステム構築に要する経費

歳入・入札手続システムのハードリース料、保守料

(11) 地方税申告の電子化のための運用に要する経費

地方税申告ポータルシステムの運用負担金、ハードリース料、維持管理費

(12) 地域公共ネットワークの維持管理に要する経費

都道府県情報ハイウェイ及び地域公共ネットワークの維持管理経費(保守料・修繕費・コンテンツ更新料等)

(13) 地域情報システム導入経費

保健、医療、福祉、教育、文化等の分野における多様なサービスの提供、サービスの質的向上を図るための住民サービス情報通信システム(ソフトウェア)等の導入に要する経費

2. 地域情報発信事業に要する経費

都道府県が実施する以下の事業に要する経費

LASCOMの地域衛星通信ネットワークを利用して全国に向けて地域情報を発信するために要する経費(衛星施設運営費負担金、地域映像情報番組制作料)

3. IT活用住民生活向上対策

地域住民の情報リテラシーの向上など誰もがITを利用できる社会を実現するための取組を推進

(1) IT基礎技能講習事業の推進に要する経費

地域住民の情報リテラシーの向上を目的に、地方公共団体が主体となって実施するIT基礎技能講習に要する経費

(2) 地域ITリーダー育成・確保事業の推進に要する経費

地域住民のIT実践をサポートする地域ITリーダーの育成・確保に要する経費

(3) IT基礎技能住民サポートセンターの運営に要する経費

公民館・図書館等の社会教育施設や、郵便局、学校施設をIT基礎技能住民サポートセンターとして整備し、活用・運営するために必要な経費

特別交付税措置

(1) 統合型地理情報システム (GIS) 導入における共用空間データの整備に要する経費

統合型GISの導入に必要な共用空間データ整備費等に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(2) ケーブルテレビによる公共情報サービスに要する経費

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(3) ラジオ難聴解消対策に要する経費

情報通信格差是正事業に該当しない事業で、ラジオ難聴解消対策に要する経費に0.3を乗じて得た額

(4) 移動通信用の鉄塔施設の整備に要する経費

市町村が行う移動通信用鉄塔施設整備事業（地方単独事業）に対し、道府県が交付した補助金の額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(5) 地域映像情報発信事業に要する経費

LASCOMの地域衛星通信ネットワークを用いた地域映像情報発信事業に要する経費（番組制作費等）に0.5を乗じて得た額

(6) 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツの作成に要する経費に0.8を乗じて得た額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(7) 地上デジタルテレビ中継局整備に要する経費

地上デジタルテレビ整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.5を乗じて得た額

(8) 携帯電話等エリア整備事業に要する経費

携帯電話等エリア整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

(9) 辺地共聴施設整備事業に要する経費

市町村が行う辺地共聴施設整備事業（国庫補助）に対し、道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.3（加入世帯が20世帯以下の事業は0.5）を乗じて得た額

(10) ケーブルテレビ幹線対策に要する経費

ケーブルテレビ幹線対策事業（国庫補助）に対し道府県が交付した補助金の額及び市町村負担額に0.5を乗じて得た額

(11) 住民票の写し等の自動交付機の導入に要する経費

住民票の写し等の自動交付機を導入している市町村に対し、導入台数に150万円を乗じて得た額と150万円とを合算して得た額

地域活性化事業債〈地域情報通信基盤整備事業〉

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラ等の整備を推進

(1) 公共施設等を接続するネットワークの整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業（地域情報通信基盤整備推進交付金）

内容：学校、公民館、図書館、庁舎等を接続するネットワーク構築のためのネットワーク管理設備、構内伝送路、ネットワーク接続設備、伝送施設、送受信設備、情報提供端末等の整備であって、インターネット等に接続することにより高度な公共サービスの提供や地域の活性化に資するもの。

(2) 条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業（地域情報通信基盤整備推進交付金）

内容：条件不利地域及び（※）民間事業者による整備見込みのない地域において実施する、デジタル加入者回線設備、衛星通信施設並びに公共施設等を結ぶ情報通信ネットワークを活用した加入者系光ファイバ網及び無線アクセス設備の整備。

（※）地方単独事業に限る

(3) 行政情報の提供等を目的とするケーブルテレビ等の整備

対象：地方単独事業

内容：行政情報や映像情報等を提供するために地方公共団体が整備するケーブルテレビ。

(4) 辺地共聴施設の新設及び改造事業

対象：地方単独事業
国庫補助事業

内容：デジタル放送移行による難視聴を解消するための辺地共聴施設の新設事業及び地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業。

(5) 地域衛星通信ネットワークの整備

対象：地方単独事業

内容：LASCOMの地域衛星通信ネットワーク整備のための地球局の整備及び無線設備等の整備。

(6) 地域情報拠点施設の整備

対象：地方単独事業

内容：地域の情報化を推進するための拠点となる情報センター等の建設、公共施設等における情報化推進コーナー等の整備であって、地域住民への研修や地域情報発信等に直接必要となる機能を有するもの。

(7) 共同処理センターの整備

対象：地方単独事業

内容：共同処理センター（電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するためのシステム及び施設等）の整備。

地域情報通信基盤整備事業（ハード事業）に対する財政措置

○国庫補助事業
国庫補助

	補助裏	
国庫補助金	地方債90%	一般財源 10%
	30%交付税措置	

○地方単独事業（特に推進すべきもの）

地方債90%	一般財源 10%
30%交付税措置	

普通交付税：個々の地方公共団体の標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える場合、その超える額すなわち財源不足額を交付

特別交付税：普通交付税で捕捉されない特別の財政需要のある団体に対して交付

地域活性化事業債：「緑の分権改革」の考え方の下、地方公共団体が行う事業を対象とした地方債

Ⅲ 電子自治体の推進

番号制度の導入や、自治体クラウドへの移行を契機として、「地域情報プラットフォーム」の導入を検討することをお勧めします。

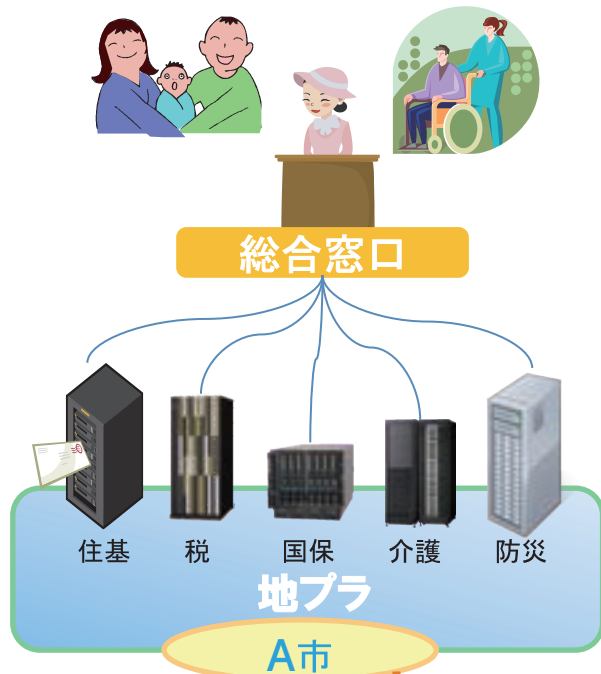
地域情報プラットフォームの導入の促進

地域情報プラットフォームが目指すもの

地域情報プラットフォーム（地プラ）とは、地方公共団体が保有する各種情報システム間の連携（電子情報のやりとり等）を可能にするために定めた業務面と技術面のルール（標準仕様）であり、地域情報プラットフォームに準拠したシステムを導入することで、業務・システムの効率化が図れるほか、行政手続のワンストップサービス等によって便利で効率的な住民サービスの実現を目指しています。

総合窓口サービスなど住民利便性の高いサービスが実現できます！

地プラの統合基盤を活用すると、総合窓口サービスなど、庁内のさまざまな業務システムが持つ情報を組み合わせ、住民にとって利便性の高いサービスを提供することが可能となります。

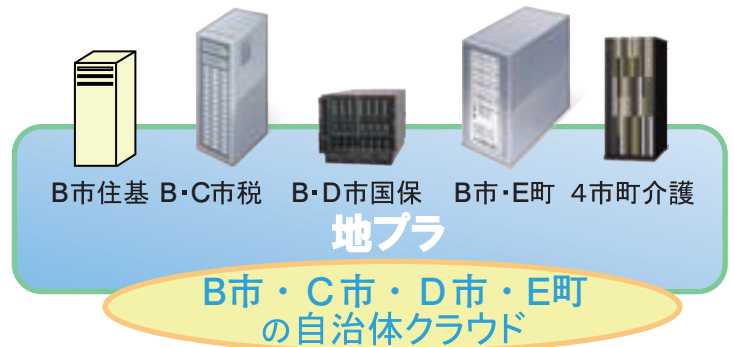


**業務ごとに最適のシステムを組み合わせ
て使えます！**

地プラでは、複数の事業者の情報システムを組み合わせ、業務処理が行えるよう、各業務システムが従うべき約束事を取り決めてあります。例えば住民基本台帳システムはA社、個人住民税システムはB社、国民保険システムはC社というように、業務ごとに最適な事業者を選定し、効率的かつ利便性の高い自治体業務を遂行することが可能です。

**マルチベンダー化によりコスト削減効果が期待
できます！**

多数のシステムベンダーが競い合っており、より良いシステムを供給していますので、ベンダー間の競争意識が働き、情報システムのコスト削減につながります。



クラウドにも有効！

業務システムと基盤システム（データセンター）を、別々に選定できますので、段階的なクラウド移行時の情報連携もスムーズです。また、クラウドを採用してもロックインを防ぐことができます。

情報提供ネットワークシステム

番号制度に対応します！

番号制度に対応した“地プラ Ver.3.0”を策定中です。

これにより、情報提供ネットワークシステムを活用した団体間での情報連携がスムーズに行えます。

番号制度により
情報連携する機関



国の行政機関



都道府県

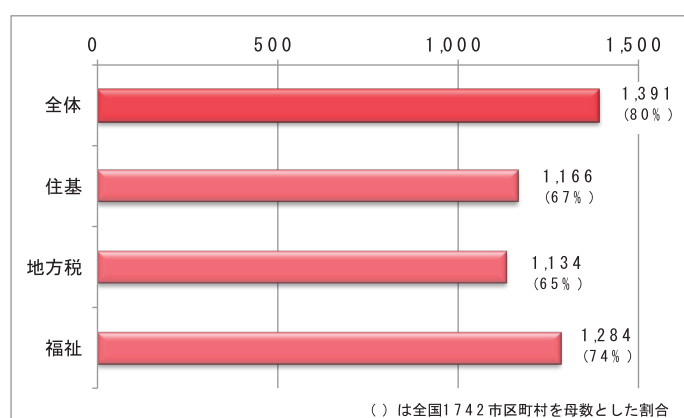
共済組合等

地域情報プラットフォームの普及

地域情報プラットフォーム（地プラ）については、現在、地方公共団体内部の26の業務システムについて、（一財）全国地域情報化推進協会（APPLIC）において、「地域情報プラットフォーム標準仕様書（APPLIC-0002-2013）」（URL <http://www.applc.or.jp>）を策定（今後番号制度に対応して複数団体間のシステム間連携に必要なルールを追加していく予定）しているほか、防災分野、医療・健康・福祉分野、教育分野を対象に、公共ネットワークを活用した公共アプリケーションについて、地域情報プラットフォームに準拠した標準仕様の策定、その活用方法の検討等を行っています。

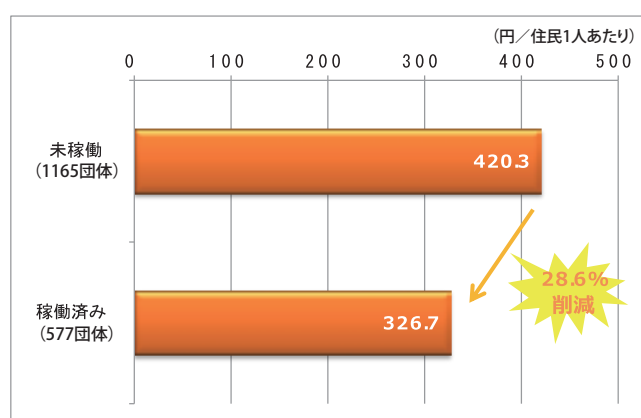
総務省は、地方公共団体が地域情報プラットフォームを活用したシステムの連携や再構築を促進するため、情報提供、助言、相談対応等の支援を実施しており、現在、約1400の地方公共団体において、地域情報プラットフォームを活用したシステム整備が行われています。

地プラ導入自治体数(速報値)



地プラの導入状況にかかる自治体アンケート調査
(2013年12月)を基に作成 ※1

地プラ稼働自治体と非稼働自治体における保守経費の比較



地方自治情報管理概要を基に作成 ※2

※1 地プラ導入自治体数全体については、住基等26システムの何れか一つ以上導入していると回答した市区町村数を計上。住基については、住基システムについての導入状況を記載。地方税については、個人住民税等4システムの何れか一つ以上を導入している場合、導入済みとして記載。福祉については、国民健康保険等11システムの何れか一つ以上を導入している場合、導入済みとして記載。全国1742市区町村のうち1466の回答から集計。

※2 平成24年度地方自治情報管理概要において、24年度までに地プラ稼働済み及び稼働予定の自治体を稼働済みとして集計。保守経費は情報主管課推進経費の「機器・ソフトの保守料」を計上。コスト削減効果には、業務・システム最適化の推進やシステム刷新化に合わせて地プラを採用した場合のトータルなコストを含んでいます。

地域情報プラットフォーム準拠登録数

登録企業数:72社、準拠ユニット製品総数:766ユニット製品(平成26年1月31日現在)

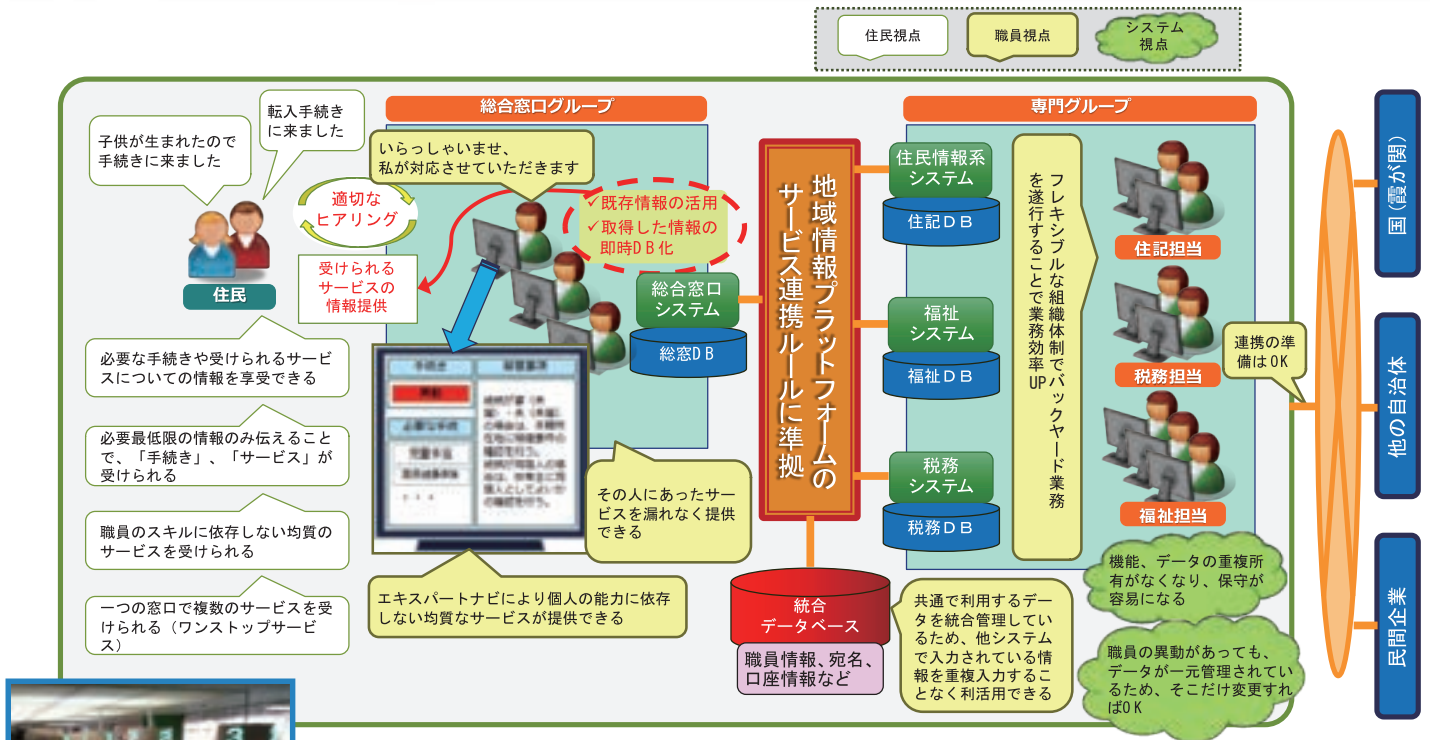
クラウドへの対応

システムの共同利用による割り勘効果や優れた耐災害性が期待される自治体クラウドにおいても、地域情報プラットフォームに対応したクラウドを導入することで、クラウド間での円滑なデータ連携が実現し、経費削減のみならず、システム間連携を通じたワンストップサービスなど、住民の利便性向上を図ることができます。

地域情報プラットフォーム（地プラ）の導入事例 町でも政令市でも活用されています

インテリジェント型総合窓口を実現

福岡県粕屋町（人口約4万4千人）では、**地プラ**を活用し、住民手続きのワンストップ化などを実現するインテリジェント型総合窓口サービスを全国に先駆けて開始しています。住民アンケートでは、「待たされなくなった」「便利になった」「わかりやすくなった」などの声が寄せられ、97%の住民から支持されています。



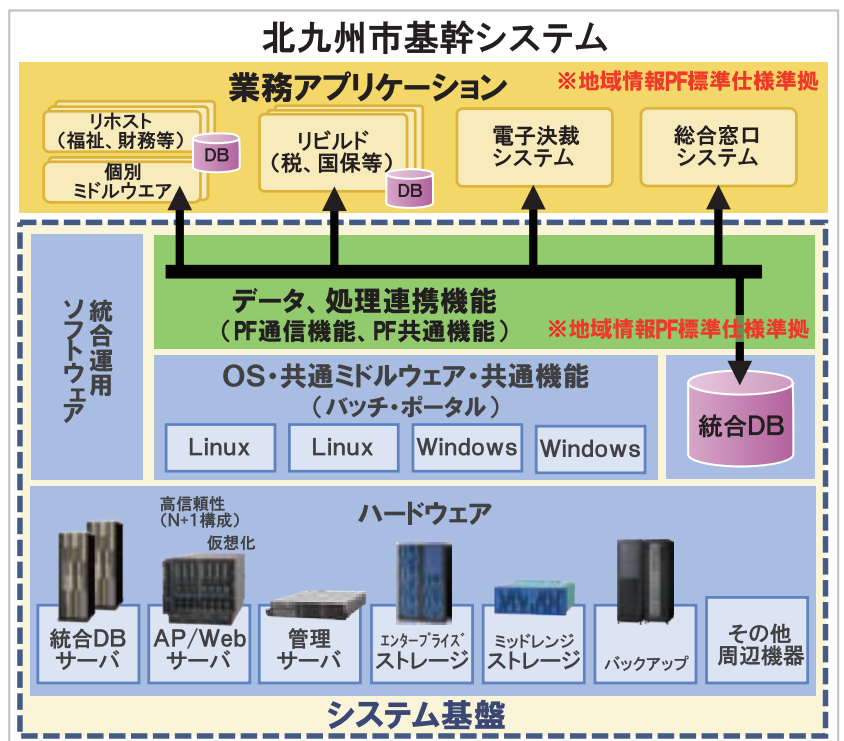
この取り組みは、番号制度を活用した住民サービス向上の想定事例としても紹介されています。

マルチベンダー化によりコスト削減と利便性を両立、住民も職員も満足

北九州市（人口約98万人）では、プライベートクラウドを構築しています。

このシステムは「システム基盤」と「業務アプリケーション」を分離調達した完全なマルチベンダー環境であり、業務システムと基盤機能の両方に**地プラ**を採用した全体最適モデルになっています。

北九州市では、システム再編に合わせてワンストップサービスを導入していますが、**地プラ**によるマルチベンダー化が実現したことにより、特定のベンダーの製品に限定する必要がなくなり、業務システムごとに最適なシステムを選択できるようになったため、職員への負担が少ないシステムになっています。



自治体CIO／自治体クラウド・情報連携推進研修

世界一便利で効率的な電子行政を実現するため、地方公共団体における情報資産の適切な管理、業務の効率化及び効果的な地域情報化の展開等に対応できる人材（最高情報統括責任者（CIO等）の育成研修を実施。

施策の目的

電子自治体の構築に総合的に対応できる知識・スキルを有する人材の育成のために、ITガバナンスの強化、IT投資の評価、業務システムの最適化及び調達運用設計等、自治体CIO[※]等に求められるスキル向上を目的としています。

※CIO：当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。(Chief information Officer：最高情報統括責任者)

施策の概要

自治体クラウドや番号制度など新たな取組を踏まえ、総務省が開発した地方公共団体の現状に合わせた実践的な研修教材を活用し、(一財)全国地域情報化推進協会（APPLIC）が研修の実施を予定しています。

(1)受講対象・実施状況

CIOあるいはCIOを支える部署の管理職又はそうした役職となることが期待されている地方公共団体職員を対象として実施。

平成17年度～平成24年度で、延べ約450人が研修を修了しています。

(2)平成26年度研修テーマ(予定)

テーマ IT投資評価・ガバナンス

内容 ITガバナンスの必要性と全体像からIT政策・IT投資の評価などにおける地方自治体が直面する課題について、技術的な観点だけでなくプロジェクトマネジメントといった管理的視点も学べる内容

テーマ 全体最適化と調達・運用設計

内容 情報システム最適化の考え方から手法、システム調達や運用設計などにおける問題や課題の分析など実践的な内容

テーマ 自治体クラウド・情報連携推進

内容 自治体クラウドや番号制度導入に伴い、これらの取組への正しい理解と導入にあたって必要となる実践的なスキル・ノウハウを学べる内容

IV 沖縄振興

沖縄の情報通信振興

総務省では、沖縄のアジア・太平洋地域における情報通信ハブ実現の加速化や国内外の情報通信関連企業誘致の促進をめざし ①情報通信産業の集積・振興 ②人材の育成・確保と研究開発の促進 ③情報通信基盤の整備の3つの基本的な方向性に沿って施策を実施しています。

沖縄情報通信産業振興税制

沖縄振興特別措置法では、「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、それぞれの区域に立地する情報通信関連企業は税制優遇措置を受けることができます。

●税制優遇措置の内容

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度(※)	情報通信産業特別地区において新たに設立された常時雇用者数5名以上の企業について、新設後10年間、所得の40%につき、法人税の課税所得から控除されます。
	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます [機械・装置、器具・備品15%、建物8%(ただし法人税額の20%以内)、繰越4年、投資上限額20億円]
地方税	事業所税の非課税等	情報通信産業の事業のための施設を新設した場合の事業所税について、資産割の課税標準の対象床面積を5年間1/2控除されます。
	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が情報通信産業のための施設等の新・増設から5年間減免されます(当該税目の課税免除によって県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます)。

いずれかを選択

※所得控除制度は情報通信産業特別地区にのみ適用され、同地区では所得控除制度又は投資税額控除のいずれかを選択できます。

情報通信産業振興地域

●指定地域(24市町村)

那覇市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、八重瀬町、南風原町、宜野座村、うるま市、南城市、金武町、恩納村

●対象企業

情報記録物製造業、電気通信業、映画・ビデオ等制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業(ASP等)、情報通信技術利用事業(コールセンター、ビジネスプロセスアウトソーシング)

情報通信産業特別地区

●指定地区(3地区)

名護・宜野座地区(名護市、宜野座村)、那覇・浦添地区(那覇市、浦添市)、うるま市地区

●対象企業

次のすべての条件を満たす法人が優遇措置を受けられる対象になります。

- ・指定地区で特定情報通信事業(データセンター、インターネット・エクスチェンジ、インターネット・サービス・プロバイダ、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業)を営むこと
- ・指定地区内に本店又は主たる事務所を有する法人であること
- ・5名以上の従業員を常に雇用し、指定地区外において認められた業務のみを行う事業所に勤務する従業員の数が常時使用する全従業員数の20%又は3名のいずれか多い人数であること 等

担当課 情報流通行政局地域通信振興課沖縄情報通信振興室 03-5253-5758
 沖縄総合通信事務所情報通信課 098-865-2304

連絡先一覧

総務省

〒100-8926
千代田区霞が関2丁目1-2
中央合同庁舎第2号館
<http://www.soumu.go.jp/>
電話 03-5253-5111

(連絡先は各施策をご覧ください)

北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第1合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>
電話 011-709-2311
情報通信部電気通信事業課 (内) 4709
情報通信振興課 (内) 4716
放送課 (内) 4664
有線放送課 (内) 4674
無線通信部陸上課 (内) 4643

東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23
仙台第2合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 022-221-9578
情報通信振興課 022-221-0711
放送部放送課 022-221-4710
有線放送課 022-221-0705
無線通信部陸上課 022-221-0747

関東総合通信局

〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 03-6238-1682
情報通信振興課 03-6238-1693
放送部放送課 03-6238-1705
有線放送課 03-6238-1723
無線通信部陸上第一課 03-6238-1762

信越総合通信局

〒380-8795 長野市旭町1108
長野第1合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>
電話
情報通信部電気通信事業課 026-234-9972
情報通信振興室 026-234-9974
放送課 026-234-9939/9993
無線通信部陸上課 026-234-9978/9984

北陸総合通信局

〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60
金沢広坂合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>
電話
情報通信部電気通信事業課 076-233-4421
情報通信振興室 076-233-4431
放送課 076-233-4492/4493
無線通信部陸上課 076-233-4480/4484

東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1
名古屋合同庁舎第3号館
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 052-971-9315
情報通信振興課 052-971-9404
放送部放送課 052-971-9148
有線放送課 052-971-9407
無線通信部陸上課 052-971-9213

近畿総合通信局

〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44
大阪合同庁舎第1号館
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 06-6942-8623
情報通信振興課 06-6942-8521
放送部放送課 06-6942-8568
有線放送課 06-6942-8571
無線通信部陸上第一課 06-6942-8553

中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 082-222-3481
情報通信振興課 082-222-3324
放送部放送課 082-222-3385
有線放送課 082-222-3388
無線通信部陸上課 082-222-3363

四国総合通信局

〒790-8795 松山市宮田町8-5
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>
電話
情報通信部電気通信事業課 089-936-5043
情報通信振興課 089-936-5061
放送課 089-936-5038/5039
無線通信部陸上課 089-936-5066

九州総合通信局

〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1
熊本地方合同庁舎
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>
電話
情報通信部情報通信連携推進課 096-326-7316
情報通信振興課 096-326-7833
放送部放送課 096-326-7307
有線放送課 096-326-7877
無線通信部陸上課 096-326-7853

沖縄総合通信事務所

〒900-8795 那覇市旭町1-9
カフーナ旭橋B-1街区5階
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>
電話
情報通信課 098-865-2304
無線通信課 098-865-2306